

子育てサポート企業として 「くるみん」認定を受けましょう!!

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成し、男性の育児休業取得者が1人以上いるなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（都道府県労働局長へ委任）を受けることができます。

認定を受けた企業はくるみんマークを、商品・広告・求人票などに利用して子育てサポート企業であることをPRできます。また、税制優遇措置の対象となる場合があります。



くるみんマーク認定基準

★認定を受けるためには、9つの認定基準を満たす必要があります。

①雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし、適切な行動計画を策定したこと②行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること ③策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと ④行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること ⑤計画期間において、男性従業員のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること（※） ⑥計画期間において、女性従業員の育児休業取得率が75%以上であること（※） ⑦3歳から小学校就学前の子どもを育てる従業員について、短時間勤務制度などの制度を講じていること ⑧次のa.b.c.のいずれかについて成果に関する具体的な目標を定めて実施していること[a. 所定外労働削減のための措置 b. 年次有給休暇取得促進のための措置 c. その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置] ⑨関係法令に違反する重大な事実がないこと（※300人以下の企業には特例があります）

プラチナくるみんマークについて

くるみんマークの認定を受けた企業のうち、次世代育成支援対策の実施状況が特に優良な企業が受けることができます。